

入札公告

香川県警察本部公告第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月2日

香川県警察本部長 小林 雅彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
通送業務
- (2) 委託業務の内容等
仕様書による
- (3) 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 入札方法
かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。
特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否 要

3 電子契約の可否 可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月18日午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（通送業務）」とすること。

提出先：kenkeikikaku@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年3月2日から令和8年3月10日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く午前8時30分から午後5時）

郵便番号 760-8579

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部警務部企画課文書管理係

電話番号 087-833-0110 メールアドレス kenkeikikaku@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書等の郵送を希望する場合は、上記担当に連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月11日午後3時までに4に示した場所に対し電子メールで行うこと。

質問及び回答（質問者の名称、連絡先等を除く。）は、令和8年3月12日午後5時までに本公告に係る入札説明書交付者全員に対して、電子メールで通知する。

6 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和8年3月18日 午後5時
- (2) 開札の日時
令和8年3月19日 午前9時
- (3) 開札の場所
香川県警察本部警務部会計課

- 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否
否とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金
規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月13日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。
- 9 入札者の参加資格
次に掲げる要件を満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 県が発注する物品の買入等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
(3) 香川県が発注する物品の買入等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
(5) 本公告に示した委託業務に係る円滑な実施の体制が整備されていることを証明した者であること。
(6) 民間事業者による信書の送達に関する法律第29条の許可（香川県内において同法第2条第7項第1号に係る特定信書便役務の提供を委託期間を通して行うことができるもの）を受けている者であること。
- 10 入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月13日午後5時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。
提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月16日までに通知する。
- 11 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。
なお、入札参加資格が認められ、入札を行った後に提出された資料の内容が真実ではないと判明した場合にも、入札参加資格のない者のした入札として、入札は無効とする。
- 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実行がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 13 落札者の決定方法
規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、「物品の借入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。
- (4) 本契約は、長期継続契約であり、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する旨の条件付解除条項を付している。